

京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

京都市長 松井孝治

京都市規則第58号

京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第20号を第21号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 国際政策監

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)